令和８年度佐賀県就労継続支援事業所等生産性向上支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）における生産性向上に係る設備等の導入に必要な費用を助成することにより、そこで働く障害者の賃金・工賃の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において佐賀県就労継続支援事業所生産性向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、次の（１）及び（２）のいずれの要件にも該当する事業所を運営する者とする。

（１）別途定める補助金交付申請書の提出期限以前に佐賀県から次のア～ウのいずれかの指定を受けていること。または、次のエの事業の開始について佐賀県に届出を行っていること。

ア　就労継続支援Ａ型事業所

イ　就労継続支援Ｂ型事業所

ウ　生活介護事業所（「工賃向上計画」を作成している事業所に限る。）

エ　地域活動支援センター（「工賃向上計画」を作成している事業所に限る。）

（２）申請月（第５条にある申請を行った月のことをいう。）において生産活動を行っていること。

２　補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の号のいずれかにも該当するものであってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象経費は、補助事業者が実施する生産性向上に資する設備等の導入に係る１品目当たり２万円以上の機械器具等の購入費及び工事請負費（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。ただし、補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものについては、補助対象経費とすることはできない。

２　補助対象者は、国若しくは地方公共団体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

（補助率及び補助金額等）

第４条　補助金の補助率及び補助金額等は、次の表のとおりとする。

補助金の額	補助対象経費×補助率（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）
補助率	１０分の１０
補助金の上限額	金５０万円（１募集期間につき１事業所あたり）

（補助金の交付申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途定める日とし、その提出部数は１部とする。

３　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、提出期限から概ね３０日とする。

（補助金の交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、当初の申請内容と同質性が失われない範囲での軽微な変更で、かつ、補助金額の２０％以内の減額となる変更についてはその限りではない。

（３）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成２４年１０月９日付）のとおり県内企業と優先的に契約すること。

　なお、やむなく県外企業に見積書提出依頼を行う場合及び県外企業と契約を締結する場合は、事前に理由書（上記要領に定める様式１及び様式２による）を知事に提出すること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
（５）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
（７）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
（８）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
（９）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
　ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
（１０）補助事業者が、第１号から第９号までにより付した条件に違反した場合には、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
２　前項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第２号のとおりとする。
３　第１項第４号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第３号のとおりとする。

（実績報告）
第７条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第４号のとおりとする。
２　前項の実績報告書には、別紙３－１、別紙３－２、別紙４、経費の内訳及び支出額が確認できる書類（契約書、納品書、領収書等）の写し及び購入した設備等の写真を添付して申請を行うものとする。
３　前項の実績報告書の提出期限は、本事業の完了した日から１月以内（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該通知を受理した日から１月以内）又は次の各号に掲げる区分に応じた日のいずれか早い日までとし、その提出部数は１部とする。ただし、やむを得ない事由があり、知事が認める場合はこの限りでない。

（１）令和８年４月２日から令和８年５月２９日までの間に提出された交付申請
令和８年１２月２５日
（２）令和８年９月２５日から令和８年１０月１６日までの間に提出された交付申請
令和９年１月２９日
（３）令和８年１１月２７日から令和８年１２月２５日までの間に提出された交付申請
令和９年２月１２日

（補助金の交付）
第８条　この補助金は、概算払することができる。
２　規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、概算払の場合は様式第５号、精算払の場合は様式第６号のとおりとする。

（報告及び検査等）
第９条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。
２　補助事業者は、前項の検査等に積極的に協力するものとする。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
１　この要綱は、令和７年１０月２日から施行する。
２　第７条に定める実績報告及び第８条に定める補助金の交付については、令和７年７月１日以降に提出された交付申請から適用し、令和７年６月３０日以前に提出された交付申請については、なお従前の例による。
附　則
この要綱は、令和７年１２月２６日から施行する
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する
附　則
１　この要綱は、令和８年９月２５日から施行する。
２　第７条に定める実績報告については、令和８年９月２５日以降に提出された交付申請から適用し、令和８年９月２４日以前に提出された交付申請については、なお従前の例による。
附　則
１　この要綱は、令和８年１１月２７日から施行する。